

へきなん福祉センターあいくるにおける自動販売機設置事業者募集要項

下記のとおり、へきなん福祉センターあいくるに自動販売機を設置するにあたり、設置事業者を募集します。

設置事業者は、自動販売機を設置するにあたり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第２項第４号に基づく、行政財産の貸付料を収めていただくことになります。

応募者は、この募集要項及び別に示す仕様書をご確認の上、応募してください。

記

１ 公募概要

１ 公募の内容	施設の利用者サービスの向上のため自動販売機を設置できる事業者を広く募集します。
２ 貸付場所	へきなん福祉センターあいくる １階まちかどギャラリー内 (碧南市山神町８丁目３５番地)
３ 貸付期間	令和５年３月３日から令和８年３月２日まで（３年間）
４ 公募及び選 定方法	応募要件を満たし、貸付料支払い額提示額が最も高い者を設置事業者として決定します。万が一、その者が辞退した場合については、次点の者を設置事業者として決定します。
５ 選定結果の 通知	選定結果は、応募者に対する通知およびホームページにて公表します。
６ 契約	設置事業者は、市と自動販売機設置の細目について協議し、行政財産貸付に関する契約を締結します。
７ お問合せ	碧南市福祉こども部福祉課社会福祉係まで 電話：０５６６－９５－９８８４

2 公募スケジュール

内容	日付
申込受付期間	令和4年11月25日（金）から令和4年12月22日（木）まで （土曜日、日曜日を除く）
選定の結果通知	令和5年1月下旬まで
設置準備期間	令和5年3月3日（金）
設置開始日	令和5年3月3日（金）

3 自動販売機設置施設の概要

へきなん福祉センターあいくるは、市民活動、ボランティア活動、町内会活動、生涯学習活動や心身障害者の福祉の増進、児童の健全育成、子育て支援を行うため、地域福祉の拠点施設として平成26年4月1日にオープンしました。

(1) 所在地

〒447-0869 碧南市山神町8丁目35番地

(2) 電話番号

0566-46-3702（社会福祉協議会内）

(3) 休館日

年末年始（12月29日から1月3日まで）

(4) 施設利用時間

午前9時から午後9時まで（日曜日及び休日は、午前9時から午後6時まで）

詳しくは、へきなん福祉センターあいくるのホームページをご覧ください。

(https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/fukushi_kodomo/fukushi/facility/1144.html)

4 行政財産貸付募集物件

場所	目的
へきなん福祉センターあいくる 1階まちかど ギャラリー内自動販売機コーナー（約1.5㎡）	自動販売機1台及び容器回収ボックスの設置場所として

5 応募資格要件

次に示す全ての条件に該当する個人又は法人であること。

- (1) 碧南市内に住所を置いていること（法人の場合は、本社が碧南市内に住所を置いていること）。
- (2) 自動販売機の設置業務について、申し込み時点で3年以上管理・運営の実績があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応が可能であること。
- (5) 次に掲げる業種又は事業者には該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はこれに類する業種

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者

オ その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

6 応募方法と手続き

(1) 申込受付期間

令和4年11月25日（金）から令和4年12月22日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日は受付できません。）

(2) 応募方法

上記期間中に直接、碧南市福祉こども部福祉課社会福祉係までご提出ください。郵送での応募はできません。

(3) 提出書類

ア 行政財産貸付料提案書（別に様式あり）

イ 自動販売機設置業務管理・運営実績（別に様式あり）

ウ 完納証明書（納税証明書）（市税の滞納がないことを示す書類で、碧南市税務課で発行します（証明手数料200円）。応募申込日前3カ月以内の発行日のものを提出してください。）

エ 設置予定の自動販売機の仕様が記載されたカタログ又は書類の写し（寸法、ヒートポンプ方式等省エネタイプ等と別添仕様書の内容を満たすことを確認できるもの）

※別途、設置機器の指定あり（別添仕様書参照）

7 選定方法及び結果通知

(1) 契約の相手方を決定するにあたっては、貸付料支払い額提示額が最も高かった者とします。ただし、その者が辞退した場合は、次点の者とします。

(2) 設置事業者の選定結果につきましては、令和5年1月下旬までに各応募者宛てに書面にて通知申し上げます。また、ホームページにおいても選定結果を公表します。

8 その他

(1) 貸付料及び電気料の支払い方法等は、別添仕様書のとおりです。

(2) 現地説明は行いません。各自で現地確認を行ってください。

電源については、自動販売機コーナー内の壁面コンセント口を電源とし、積算電力計を付け、そこから自動販売機の電源を取ってください。

(3) 契約保証金は免除します。

(4) その他詳細については、仕様書を参照してください。

【お問合せ先】

碧南市福祉こども部福祉課社会福祉係（碧南市松本町28番地）

電話：0566－95－9884